作成日：　1997 年 3 月 1 日
改訂日(V.8BC)：2023 年 8 月 7 日

安全データシート

１．化学品及び会社情報

化学品の名称：　**日農ジマンダイセンフロアブル**

会社名：　日本農薬株式会社
住　所：　〒104-8386 東京都中央区京橋 1 丁目 19 番 8 号 京橋ＯＭビル
担当部門：　環境安全・品質保証部
TEL. 050-3490-3494
e-mail: kankyouanzen@nichino.co.jp
緊急連絡電話番号：(平日)　050-3490-3494 (環境安全・品質保証部)
(休日、夜間)　04-2929-8961 (ＡＬＳＯＫ)

推奨用途及び使用上の制限：農業用殺菌剤、農薬登録の範囲外の使用は不可
ＳＤＳ番号：　５１２－２１(Ｍ１２４)

２．危険有害性の要約

ＧＨＳ分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分外
	自然発火性液体	区分外
健康有害性	急性毒性(経口)	区分外
	急性毒性(経皮)	区分外
	急性毒性(吸入：粉じん、ミスト)	区分外
	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分外
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分外
	呼吸器感作性	区分１
	皮膚感作性	区分外
	生殖毒性	区分１Ｂ
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分１(中枢神経系、呼吸器、腎臓、心臓)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分１(中枢神経系、呼吸器、腎臓、心臓) 区分２(神経系、甲状腺、肝臓、副腎)
環境有害性	水生環境有害性(急性)	区分１
	水生環境有害性(長期間)	区分１

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

ＧＨＳラベル要素

絵表示



注意喚起語　危険

危険有害性情報　吸入するとアレルギー、ぜん息又は、呼吸困難を起こすおそれ
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
臓器(中枢神経系、呼吸器、腎臓、心臓)の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(中枢神経系、呼吸器、腎臓、心臓)の障害
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(神経系、甲状腺、肝臓、副腎)の障害のおそれ
水生生物に非常に強い毒性
長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

【安全対策】

- 使用前に取扱説明書を入手すること。
- 全ての安全注意書を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 換気が不十分な場合呼吸用保護具を着用すること。
- 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- 取扱い後は手をよく洗うこと。
- ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- 必要なとき以外は環境への放出を避けること。

【応急措置】

- 気分が悪いときは、医師の診断を受けること。
- 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し､呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。
- ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断を受けること。
- 漏出物を回収すること。

【保管】

- 施錠して保管すること。

【廃棄】

- 内容物、容器を法、条例等に従って安全に処理する。または都道府県知事等の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。

他の危険有害性：特に無し。

３．組成及び成分情報

化学物質･混合物の区分：混合物
有効成分化学名(一般名)：
亜鉛イオン配位マンガニーズエチレンビスジチオカーバメート（一般名 マンゼブ）

成分及び含有量：

成　分	含有量	CAS No.	安衛法 No.	化審法 No.
マンゼブ	20.0%	8018-01-7	―	(2)-1841
<その他>				
エチレングリコール	5.0%	107-21-1	(2)-230	(2)-230
ヘキサメチレンテトラミン	0.78%	100-97-0	(5)-1155	(5)-1155
水、界面活性剤等	残			

４．応急措置

眼に入った場合： 直ちに清浄な流水で 15 分以上洗浄する。眼球、まぶたの隅々まで水がよく行きわたるように洗う。異常があれば医師の診療を受ける。

皮膚に付着した場合：汚染された着衣、靴等を速やかに脱がせ、付着部を多量の水と石鹸でよく洗浄する。異常が現れた場合には、医師の診療を受ける。

吸入した場合：　被災者を速やかに空気の新鮮な場所に移す。異常が現れた場合には、直ちに医師の診療を受ける。

飲み込んだ場合：カップ１～２杯の水を与え、医師の手当てを受ける。意識の無い時には口から何も与えてはならない。

５．火災時の措置

消火時の注意：　消火活動には適切な保護具(自給式呼吸保護具等)を着用する。燃焼または高温等により有害なガス(硫化水素、硫黄酸化物等)を発生するので、ガス、蒸気、煙等の吸入を避ける。消火水が下水や河川に流れ込まないよう適切な処置をとる。

消火剤：　粉末、泡沫、炭酸ガス、水、霧状水

使ってはならない消火剤：情報無し。

６．漏出時の措置

付近の人を風上に避難させ､漏出現場への立ち入りを禁止する｡適切な保護具(保護眼鏡、保護マスク等)を着用して､眼や皮膚に触れないようにする｡漏出物を土､砂等に吸着させ、密封できる容器に回収する｡その後､汚染された場所を水で洗う｡漏出物や洗浄水等が河川、下水等に流出し、環境へ影響を与えないように措置する。

７．取扱い及び保管上の注意

取扱い：　局所排気装置を設置し、換気のよい場所で行う。かぶれ易い体質の人は取り扱わない。適切な保護具を着用し、液滴を吸い込んだり、眼、皮膚に触れないようにする。作業後は、すみやかに眼、手、顔を洗い、うがいをする。

保管：　換気のよい冷暗所に保管する。食物、飼料等と離し、無関係者、子供の手の届かないところに施錠して保管する。

８．ばく露防止及び保護措置

設備対策：　局所排気装置を設ける。取扱い作業場の近くに洗眼、洗面、うがい、安全シャワー設備を設置する。

個人用保護具：　状況に応じた適切な保護具を着用する。
保護マスク、保護眼鏡、保護衣(長袖・長ズボン)、ゴム手袋
作業時に使用していた衣類等は他のものと分けて洗濯する。

９．物理的及び化学的性質

外観：　暗黄色水和性粘稠懸濁液体
臭い：　データ無し。
比重：　1.17～1.23 (20℃)
pH：　5.0～7.5
引火点：　150℃以上
自然発火性：　常温で空気と接触しても自然発火しない。

１０．安定性及び反応性

化学的安定性：　通常の条件下では安定。
危険な反応：　知られていない。
危険有害な分解生成物：　燃焼あるいは高温等により有害な気体(硫化水素、硫黄酸化物等)を生成。

１１．有害性情報

急性経口毒性：　ラット LD_{50} 値(mg/kg)　♂,♀ >5000
急性経皮毒性：　ラット LD_{50} 値(mg/kg)　♂,♀ >2000（中毒症状及び死亡例無し）
急性吸入毒性(粉じん、ミスト)：混合物に 1%以上含まれる成分で毒性情報のあるものは、区分外のマンゼブのみであることから区分外とした。毒性未知成分量は 44%。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性：
　ウサギ　刺激性なし
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：
　ウサギ　刺激性なし
呼吸器感作性：　区分１に分類されるヘキサメチレンテトラミンを濃度限界である 0.1%以上含有することから区分１とした。毒性未知成分量は 64%。
皮膚感作性：　モルモット　陰性
生殖毒性：　区分１Ｂに分類されるエチレングリコール及び区分２に分類されるヘキサメチレンテトラミンを濃度限界である 0.1%以上含有することから区分１Ｂとした。毒性未知成分量は 38%。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)：
　区分１(中枢神経系、呼吸器、腎臓、心臓)に分類されるエチレングリコールを濃度限界である 1%以上含有することから区分１(中枢神経系、呼吸器、腎臓、心臓)とした。毒性未知成分量は 60%。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)：
　区分１(中枢神経系、呼吸器、心臓)に分類されるエチレングリコールおよび区分２(神経系、甲状腺、肝臓、副腎)に分類されるマンゼブを濃度限界である 1%以上含有することから区分１(中枢神経系、呼吸器、心臓)及び区分２(神経系、甲状腺、肝臓、副腎)とした。毒性未知成分量は 38%。

１２．環境影響情報

水生環境有害性(急性)：
　急性区分１に分類されるマンゼブとその他成分の含量及びそれらの毒性値から推定し、区分１とした。毒性未知成分量は 38%。
水生環境有害性(長期間)：
　慢性区分１に分類されるマンゼブとその他成分の含量及びそれらの毒性値から推定し、区分１とした。毒性未知成分量は 38%。

生態毒性：　製剤のデータ無し。
残留性・分解性：　製剤のデータ無し。
生体蓄積性：　製剤のデータ無し。
土壌中への移動性：　製剤のデータ無し。
オゾン層への有害性：　製剤のデータ無し。

１３．廃棄上の注意

法､条例等に従って安全に処理する｡または産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。
空容器：内容物を使いきった後、3 回以上洗浄し適切に処理する。洗浄液は河川、下水等水系に流さないようにする。

１４．輸送上の注意

容器に異常の無いことを確かめ、転倒、落下しないように積載する。

国連番号：　3082
品名（国連輸送名）：　ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S. (contains manzeb)

国連分類：　9
容器等級：　Ⅲ
海洋汚染物質：　該当
緊急時応急措置指針番号：171

１５．適用法令

農薬取締法
毒物及び劇物取締法：毒物及び劇物に該当せず。
労働安全衛生法
特定化学物質等障害予防規則(第２類物質：マンガン化合物)
表示対象物(法 57 条、施行令第 18 条)：エチレングリコール(政令番号 75)
通知対象物(法 57 条の 2、施行令第 18 条の 2)：エチレングリコール(政令番号 75)

化学物質排出把握管理促進法（化管法）
指定化学物質：マンゼブ(第一種 管理番号 62)

１６．その他の情報

参考文献
1）JIS Z 7253：2012、GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法―ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

本データシートの記載内容は、この化学品の取扱い時の安全性に関する参考情報であり、安全性や品質の保証をなすものではありません。また危険性、有害性の評価は、必ずしも充分ではありませんので、取扱いには充分注意を払って下さい。